

有機農産物の日本農林規格の見直しについて（案）

農 林 水 産 省
平成18年2月17日

1 趣旨

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第9条の規定に基づき、有機農産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1605号）について、良質な製品を提供する観点及び消費者ニーズに対応した製品を提供する観点から、所要の見直しを行う。

2 内容

有機農産物の日本農林規格について、

- (1) きのこと類の生産基準を追加する
 - (2) 使用可能な肥料や土壌改良資材には、組換え DNA 技術によって生産された原材料を用いたものが含まれないことを明確化する
 - (3) 別表に掲げられている資材について、コーデックスガイドラインとの整合化を図る
- 等の改正を行う。

有機農産物について

1 規格の位置づけ

有機農産物は、化学的に合成された肥料及び農薬の使用を避けることを基本としており、通常の農産物と比較して栽培方法に特色があると認められるところから、「特色規格」として位置づけられる。

2 生産状況及び規格の利用実態

国内の農産物生産量と格付数量（平成 16 年度）

区分	農産物生産量	格付数量（国内）	有機の割合
野菜	16,179,000 t	29,674 t	0.18%
果樹	3,457,000 t	2,029 t	0.06%
米	8,730,000 t	10,400 t	0.12%
麦	1,059,000 t	732 t	0.07%
大豆	163,000 t	639 t	0.39%
緑茶（荒茶）	100,700 t	1,664 t	1.65%
その他の農産物	164,000 t	2,290 t	1.40%
合計	29,852,700 t	47,428 t	0.16%

注：農産物生産量は平成 16 年度食料需給表（概算値）

緑茶（荒茶）の総生産量は農林水産省統計部の公表値

有機農産物の日本農林規格の改正概要

1 有機農産物の生産の原則の改正（第2条）

土壌の性質に由来する農地の生産力により栽培された農産物に加え、農林産物に由来する生産力により栽培されたきのこ類も、有機農産物の規格として含めるため、「（きのこ類の生産にあつては農林産物に由来する生産力を含む。）」を追記する。

2 生産の方法についての基準の改正（第4条）（改正部分抜粋）

（1）ほ場又は採取場

改正案	現 行
1 ほ場については、周辺から使用禁止資材が飛来し、又は流入しないように必要な措置を講じているものであり、かつ、次のいずれかに該当するものであること。 (1) 多年生の植物から収穫される農産物にあつてはその最初の収穫前3年以上、それ以外の農産物にあつてはは種又は植付け前2年以上（開拓されたほ場又は耕作の目的に供されていなかったほ場であつて、2年以上使用禁止資材が使用されていないほ場において新たに農産物の生産を開始した場合にあつてはは種又は植付け前1年以上）の間、この表ほ場に使用する種子、苗等及び種菌の項、ほ場における肥培管理の項及びほ場における有害動植物の防除の項の基準に従い農産物の生産を行っていること。 (2) 転換期間中のほ場（(1)に規定するほ場への転換を開始したほ場であつて、(1)に規定する要件に適合していないものをいう。以下同じ。）については転換開始後最初の収穫前1年以上の間、この表ほ場に使用する種子、苗等及び種菌の項、ほ場における肥培管理の項、ほ場における有害動植物の防除の項及び一般管理の項の基準に従い農産物の生産を行っていること。 2 採取場については、周辺から使用禁止資材が飛来又は流入しない一定の区域であり、かつ、当該採取場において農産物採取前3年以上の間、使用禁止資材を使用していないものであること。	1 ほ場については、周辺から使用禁止資材が飛来し、又は流入しないように必要な措置を講じているものであり、かつ、次のいずれかに該当するものであること。 (1) 多年生の植物から収穫される農産物にあつてはその最初の収穫前3年以上、それ以外の農産物にあつてはは種又は植付け前2年以上（開拓されたほ場又は耕作の目的に供されていなかったほ場であつて、2年以上使用禁止資材が使用されていないほ場において新たに農産物の生産を開始した場合にあつてはは種又は植付け前1年以上）の間、この表ほ場には種する種子又は植え付ける苗等の項、ほ場における肥培管理の項及びほ場における有害動植物の防除の項の基準に従い農産物の生産を行っていること。 (2) 転換期間中のほ場（(1)に規定するほ場への転換を開始したほ場であつて、(1)に規定する要件に適合していないものをいう。以下同じ。）については転換開始後最初の収穫前1年以上の間、この表ほ場には種する種子又は植え付ける苗等の項、ほ場における肥培管理の項及びほ場における有害動植物の防除の項の基準に従い農産物の生産を行っていること。 2 採取場については、周辺から使用禁止資材が飛来又は流入しない一定の区域であり、かつ、当該採取場において農産物採取前3年以上の間、使用禁止資材を使用していないものであること。

(2) ほ場に使用する種子、苗等又は種菌

改正案	現 行
1 この表ほ場又は採取場の項、ほ場に1 この表ほ場又は採取場の項、ほ場における肥 培管理の項、ほ場における有害動植物の防除 の項、一般管理の項、育苗管理の項及び収穫、 輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他 の収穫以後の工程に係る管理の項の基準に適 合する種子、<u>苗等</u>（苗、苗木、穂木、台木そ の他植物体の全部又は一部（種子を除く。） で繁殖の用に供されるものをいう。以下同 じ。）<u>又は種菌</u>であること。 2 1の種子、<u>苗等又は種菌</u>の入手が困難な 場合は、使用禁止資材を使用することなく生 産されたものを、これらの種子、<u>苗等又は種 菌</u>の入手が困難な場合は、種子繁殖する品種 にあっては種子、栄養繁殖する品種にあって は入手可能な最も若齢な<u>苗等又は天然物質又 は化学的処理を行っていない天然物質に由来 する培養資材を使用して生産された種菌</u>を使 用することができる（は種され、又は植え付 けられた作期において食用新芽の生産を目的 とする場合を除く。）。 3 1及び2に掲げる種子、<u>苗等又は種菌</u>は、 組換えDNA技術を用いて生産されたもので ないこと。	1 この表ほ場又は採取場の項、ほ場に1 この表ほ場又は採取場の項、ほ場における肥 培管理の項、ほ場における有害動植物の防除 の項、一般管理の項、育苗管理の項及び収穫、 輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他 の収穫以後の工程に係る管理の項の基準に適 合する種子<u>又は苗等</u>（苗、苗木、穂木、台木 その他植物体の全部又は一部（種子を除く。） で繁殖の用に供されるものをいう。以下同 じ。）であること。 2 1の種子<u>又は苗等</u>の入手が困難な場合 は、使用禁止資材を使用することなく生産さ れたものを、これらの種子<u>又は苗等</u>の入手が 困難な場合は、種子繁殖する品種にあっては 種子、栄養繁殖する品種にあっては入手可能 な最も若齢な苗等を使用することができる （は種され、又は植え付けられた作期におい て食用新芽の生産を目的とする場合を除 く。）。 3 1及び2に掲げる種子<u>又は苗等</u>は、組換 えDNA技術を用いて生産されたものでない こと。

(3) ほ場における肥培管理

改正案	現 行
<u>1</u> 当該ほ場において生産された農産物の残 さに由来するたい肥の施用又は当該ほ場若し くはその周辺に生息若しくは生育する生物の 機能を活用した方法のみによって土壌の性質 に由来する農地の生産力の維持増進を図るこ と。ただし、当該ほ場又はその周辺に生息又 は生育する生物の機能を活用した方法のみに よっては土壌の性質に由来する農地の生産力 の維持増進を図ることができない場合にあっ ては、別表1の肥料及び土壌改良資材（製造 工程において化学的に合成された物質が添加 されていないもの及び当該資材の原材料の生 産段階において組換えDNA技術が用いられ	当該ほ場において生産された農産物の残さ に由来するたい肥の施用又は当該ほ場若しく はその周辺に生息若しくは生育する生物の機 能を活用した方法のみによって土壌の性質に 由来する農地の生産力の維持増進を図るこ と。ただし、当該ほ場又はその周辺に生息又 は生育する生物の機能を活用した方法のみに よっては土壌の性質に由来する農地の生産力 の維持増進を図ることができない場合にあっ ては、別表1の肥料及び土壌改良資材（製造 工程において化学的に合成された物質が添加 されていないものに限る。以下同じ。）に限 り使用することができる。

ていないものに限る。以下同じ。) に限り使用することができる。

2 前項の規定にかかわらず、きのこ類の生産に用いる資材にあつては、次の(1)から(3)までに掲げる基準に適合していること。

[新設]

(1) 樹木に由来する資材については、過去3年以上周辺から使用禁止資材が飛来又は流入せず、かつ使用されない一定の区域で伐採され、伐採後に化学物質により処理されていないものであること。

(2) 樹木に由来する資材以外の資材については、次のアからウまでに掲げる基準に適合して生産された農産物に由来するもの又は有機畜産物の日本農林規格第4条の生産の方法についての基準に適合して生産された家畜及び家きんの排せつ物に由来するものに限ること。

ア 有機農産物の日本農林規格第4条の生産の方法についての基準

イ 有機加工食品の日本農林規格第4条の生産の方法についての基準

ウ 有機飼料の日本農林規格第4条の生産の方法についての基準

(3) 有機農産物の日本農林規格第4条の生産の方法についての基準に適合したきのこ類の生産で産出される廃ほだ等については、再利用することにより自然循環機能の維持増進が図られていること。

- ・ 使用可能な肥料や土壌改良資材には、組換え DNA 技術によって生産された原材料を用いたものが含まれないことを明確化する。

(4) 収穫、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫以後の工程に係る管理

改正案	現 行
1 この表ほ場又は採取場の項、ほ場に使用する種子、苗等及び種菌の項、ほ場における肥培管理の項、ほ場における有害動植物の防除の項、一般管理の項又は育苗管理の項の基準（以下「ほ場又は採取場の項等の基準」という。）に適合しない農産物が混入しないように管理を行うこと。	1 この表ほ場又は採取場の項、ほ場には種する種子又は植え付ける苗等の項、ほ場における肥培管理の項、ほ場における有害動植物の防除の項、一般管理の項又は育苗管理の項の基準（以下「ほ場又は採取場の項等の基準」という。）に適合しない農産物が混入しないように管理を行うこと。

2 有害動植物の防除又は品質の保持改善は、物理的又は生物の機能を利用した方法(組換えDNA技術を用いて生産された生物を利用した方法を除く。以下同じ。)によること。ただし、物理的又は生物の機能を利用した方法のみによっては効果が不十分な場合には、以下の資材に限り使用することができる。 (1) 有害動植物の防除目的 別表2の農薬及び有機加工食品の日本農林規格(平成17年10月27日農林水産省告示第1606号)別表2の薬剤(ただし、農産物への混入を防止すること。) (2) 農産物の品質の保持改善目的 別表3の調製用等資材(製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないものであって、組換えDNA技術を用いて製造されていないものに限る。) 3 放射線照射を行わないこと。 4 この表は場又は採取場の項等の基準及びこの項1から3までに掲げる基準に従い生産された農産物が農薬、洗浄剤、消毒剤その他の資材により汚染されないように管理を行うこと。	2 有害動植物の防除又は品質の保持改善は、物理的又は生物の機能を利用した方法(組換えDNA技術を用いて生産された生物を利用した方法を除く。以下同じ。)によること。ただし、物理的又は生物の機能を利用した方法のみによっては効果が不十分な場合には、以下の資材に限り使用することができる。 (1) 有害動植物の防除目的 別表2の農薬及び有機加工食品の日本農林規格(平成17年10月27日農林水産省告示第1606号)別表2の薬剤(ただし、農産物への混入を防止すること。) (2) 農産物の品質の保持改善目的 別表3の調製用等資材(製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないものであって、組換えDNA技術を用いて製造されていないものに限る。) 3 放射線照射を行わないこと。 4 この表は場又は採取場の項等の基準及びこの項1から3までに掲げる基準に従い生産された農産物が農薬、洗浄剤、消毒剤その他の資材により汚染されないように管理を行うこと。
---	---

3 第5条の改正

改正案	現 行
(前略) 3 第1項の基準にかかわらず、採取場において採取された農産物にあつては、<u>同項</u>の(1)、(3)、(6)及び(7)の例のいずれかにより記載すること。	(前略) 3 1の基準にかかわらず、採取場において採取された農産物にあつては、<u>1</u>の(1)、(3)、(6)及び(7)の例のいずれかにより記載すること。

- ・ 書きぶりを整理する。

4 別表1の改正

(肥料及び土壌改良資材(基準):改正部分抜粋)

改正案	現 行
食品工場及び繊維工場からの農畜<u>水産物</u>由来の資材 炭酸カルシウム(天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもの(苦土炭酸カルシウムを含む。))であること。) [削る]	食品工場及び繊維工場からの農畜産物由来の資材 炭酸カルシウム<u>肥料</u>(天然鉱石を粉砕したもの(苦土炭酸カルシウムを含む。))であること。) 貝化石肥料(化学的に合成された苦土肥料を

<u>岩石を粉砕したもの（天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであって、含有する有害重金属やその他の有害物質により土壌等を汚染するものでないこと。）</u>	<u>添加していないものであること。）</u> [新設]
<u>よう成りん肥（天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであり、カドミウムが五酸化リンに換算して1 k g 中 9 0 m g 以下であるものであること。）</u>	よう成りん肥（天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。）
<u>食酢（天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであって、育苗用土等の p H 調整に使用する場合に限ること。）</u>	[新設]
<u>乳酸（天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであって、育苗用土等の p H 調整に使用する場合に限ること。）</u>	[新設]
<u>製糖産業の副産物</u>	[新設]
<u>肥料の造粒剤及び固結防止剤（天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。ただし、上記の資材では肥料の造粒剤及び固結防止剤を製造することができない場合には、リグニンに限り使用することができる。）</u>	[新設]
その他の肥料及び土壌改良資材（植物の栄養に供すること又は土壌改良を目的として土地に施される物（生物を含む。）及び植物の栄養に供することを目的として植物に施される物（生物を含む。）であって、天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもの（燃焼、焼成、溶融、乾留又はけん化することにより製造されたもの並びに化学的な方法によらずに製造されたものであって、組換えDNA技術を用いて製造されていないものに限る。）であり、かつ、病害虫の防除効果を有することが明らかなものでないこと。ただし、この資材はこの表に掲げる他の資材によっては土壌の性質に由来する農地の	その他の肥料及び土壌改良資材（植物の栄養に供すること又は土壌改良を目的として土地に施される物（生物を含む。）及び植物の栄養に供することを目的として植物に施される物（生物を含む。）であって、天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもの（燃焼、焼成、溶融、乾留又はけん化することにより製造されたもの並びに <u>天然物質から</u> 化学的な方法によらずに製造されたものであって、組換えDNA技術を用いて製造されていないものに限る。）であり、かつ、病害虫の防除効果を有することが明らかなものでないこと。ただし、この資材はこの表に掲げる他の資材によっては土壌の性質に由来

生産力の維持増進を図ることができない場合に限り使用することができる。)	する農地の生産力の維持増進を図ることができない場合に限り使用することができる。)
-------------------------------------	--

- ・ コーデックスガイドラインとの整合化を図るとともに、岩石を粉砕したもの、食酢、乳酸、リグニン、製糖産業の副産物を追加する。

5 別表 2 の改正

(農薬 (基準) : 改正部分抜粋)

改正案	現 行
天敵等生物農薬	天敵等生物農薬及び生物農薬製剤

- ・ コーデックスガイドラインにおける表現ぶりととの整合化を図る。なお、現行の「有機農産物及び有機加工食品の J A S 規格 Q & A (問 9 7)」の答部分の解釈については現行どおりとする。

6 別表 3 の改正

(調整用等資材 (基準) : 改正部分抜粋)

改正案	現 行
樹皮成分の調製品	樹脂成分の調製品

- ・ コーデックスガイドラインとの整合化を図る。
また、誤字を修正するため、調整用等資材 (誤) を 調製用等資材 (正) とする。

7 附則

- 1 別表 1 に掲げる肥料及び土壌改良資材のうち、植物及びその残さ由来の資材、発酵、乾燥又は焼成した排せつ物由来の資材、食品工場及び繊維工場からの農畜水産物由来の資材、発酵した食品廃棄物由来の資材については、第 4 条のほ場における肥培管理の項基準 1 中「当該資材の原材料の生産段階において組換え DNA 技術が用いられていないもの」に適合するものの入手が困難な場合は、当分の間、同項の規定にかかわらず、同基準に適合する資材以外のものを使用することができる。
- 2 第 4 条の表一般管理の項の規定にかかわらず、他に適当な管理方法がない場合には、この告示の公布の日から起算して 3 年を経過するまでの間、古紙に由来する農業用資材 (製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないものに限る。) 及び種子が帯状に封入された農業用資材を使用することができる。
- 3 この告示の公布の日から起算して 3 年を経過するまでの間は、別表 3 エチレンの項基準の欄中「バナナの追熟に」とあるのは「バナナ及びキウイフルーツの追熟に」と読み替えるものとする。

- ・ 組換え DNA 技術によって生産された原材料が含まれている資材は使用できないとの規定は、コーデックスガイドラインに沿ったものであるが、組換え DNA 技術による原料の混入が防止されていることを証明することは困難であることから、経過措置として次回定期見直しまでの 4 年間は従前の取扱いを可能とする。
- ・ 古紙に由来する農業用資材 (製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないものに限る。)、シーダーテープ (種子が帯状に封入された農業用資材) 及びキウイフルーツへの追熟目的でのエチレン使用については、これらを使用しない技術が十分普及・定着している状況にはないことから、直ちに新しい規定を適用することが困難であり、経過措置として 3 年間に限り使用を認め、その後、改めて検討することとする。

改 正 案	現 行								
有機農産物の日本農林規格 (目的) 第1条 [略] (有機農産物の生産の原則) 第2条 [略] (1) 農業の自然循環機能の維持増進を図るため、化学的に合成された肥料及び農薬の使用を避けることを基本として、土壌の性質に由来する農地の生産力(きのこ類の生産にあっては農林産物に由来する生産力を含む。)を発揮させるとともに、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した栽培管理方法を採用したほ場において生産すること。 (2) [略] (定義) 第3条 [略]	有機農産物の日本農林規格 (目的) 第1条 この規格は、有機農産物の生産の方法についての基準等を定めることを目的とする。 (有機農産物の生産の原則) 第2条 有機農産物は、次のいずれかに従い生産することとする。 (1) 農業の自然循環機能の維持増進を図るため、化学的に合成された肥料及び農薬の使用を避けることを基本として、土壌の性質に由来する農地の生産力を発揮させるとともに、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した栽培管理方法を採用したほ場において生産すること。 (2) 採取場（自生している農産物を採取する場所をいう。以下同じ。）において、採取場の生態系の維持に支障を生じない方法により採取すること。 (定義) 第3条 この規格において、次の表左欄の用語の定義は、それぞれ同表右欄のとおりとする。								
<table><tr><th>用 語</th><th>定 義</th></tr><tr><td>有機農産物</td><td>次条の基準に従い生産された農産物（飲食料品に限る。）をいう。</td></tr><tr><td>使用禁止資材</td><td>肥料及び土壌改良資材（別表1に掲げるものを除く。）、農薬（別表2に掲げるものを除く。）及び土壌又は植物に施されるその他の資材（天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものを除く。）をいう。</td></tr><tr><td>組換えDNA技術</td><td>酵素等を用いた切断及び再結合の操作によって、DNAをつなぎ合わせた組換えDNA分子を作製し、それを生細胞に移入し、かつ、増殖させる技術をいう。</td></tr></table> (生産の方法についての基準) 第4条 有機農産物の生産の方法についての基準は、次のとおりとする。		用 語	定 義	有機農産物	次条の基準に従い生産された農産物（飲食料品に限る。）をいう。	使用禁止資材	肥料及び土壌改良資材（別表1に掲げるものを除く。）、農薬（別表2に掲げるものを除く。）及び土壌又は植物に施されるその他の資材（天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものを除く。）をいう。	組換えDNA技術	酵素等を用いた切断及び再結合の操作によって、DNAをつなぎ合わせた組換えDNA分子を作製し、それを生細胞に移入し、かつ、増殖させる技術をいう。
用 語	定 義								
有機農産物	次条の基準に従い生産された農産物（飲食料品に限る。）をいう。								
使用禁止資材	肥料及び土壌改良資材（別表1に掲げるものを除く。）、農薬（別表2に掲げるものを除く。）及び土壌又は植物に施されるその他の資材（天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものを除く。）をいう。								
組換えDNA技術	酵素等を用いた切断及び再結合の操作によって、DNAをつなぎ合わせた組換えDNA分子を作製し、それを生細胞に移入し、かつ、増殖させる技術をいう。								
<table><tr><th>事 項</th><th>基 準</th></tr><tr><td>ほ場又は採取場</td><td>1 ほ場については、周辺から使用禁止資材が飛来し、又は流入しないように必要な措置を講じているものであり、かつ、次のいずれかに該当するものであること。 (1) 多年生の植物から収穫される農産物にあっては、その最初の収穫前3年以上、それ以外の農産物にあっては、種又は植付け前2年以上（開拓されたほ場又は耕作の目的に供されていなかったほ場であって、2年以上使用禁止資材が使用されていないほ場において新たに農産物の生産を開始した場合にあっては、種又は植付け前1年以上）の間、この表ほ場には種する種子又は植え付ける苗等の項、ほ場における肥培管理の項及びほ場における有害動植物の防除の項の基準に従い農産物の生産を行っていること。 (2) 転換期間中のほ場 (1)に規定するほ場への転換を開始したほ場であって、(1)に規定する要件に適合していないものをいう。以下同じ。) については転換開始後最初の収穫前1年以上の間、この表ほ場には種する種子又は植え付ける苗</td></tr></table>		事 項	基 準	ほ場又は採取場	1 ほ場については、周辺から使用禁止資材が飛来し、又は流入しないように必要な措置を講じているものであり、かつ、次のいずれかに該当するものであること。 (1) 多年生の植物から収穫される農産物にあっては、その最初の収穫前3年以上、それ以外の農産物にあっては、種又は植付け前2年以上（開拓されたほ場又は耕作の目的に供されていなかったほ場であって、2年以上使用禁止資材が使用されていないほ場において新たに農産物の生産を開始した場合にあっては、種又は植付け前1年以上）の間、この表ほ場には種する種子又は植え付ける苗等の項、ほ場における肥培管理の項及びほ場における有害動植物の防除の項の基準に従い農産物の生産を行っていること。 (2) 転換期間中のほ場 (1)に規定するほ場への転換を開始したほ場であって、(1)に規定する要件に適合していないものをいう。以下同じ。) については転換開始後最初の収穫前1年以上の間、この表ほ場には種する種子又は植え付ける苗				
事 項	基 準								
ほ場又は採取場	1 ほ場については、周辺から使用禁止資材が飛来し、又は流入しないように必要な措置を講じているものであり、かつ、次のいずれかに該当するものであること。 (1) 多年生の植物から収穫される農産物にあっては、その最初の収穫前3年以上、それ以外の農産物にあっては、種又は植付け前2年以上（開拓されたほ場又は耕作の目的に供されていなかったほ場であって、2年以上使用禁止資材が使用されていないほ場において新たに農産物の生産を開始した場合にあっては、種又は植付け前1年以上）の間、この表ほ場には種する種子又は植え付ける苗等の項、ほ場における肥培管理の項及びほ場における有害動植物の防除の項の基準に従い農産物の生産を行っていること。 (2) 転換期間中のほ場 (1)に規定するほ場への転換を開始したほ場であって、(1)に規定する要件に適合していないものをいう。以下同じ。) については転換開始後最初の収穫前1年以上の間、この表ほ場には種する種子又は植え付ける苗								

は場における有害種子、苗等又は種菌	項、は場における肥培管理の項、は場における有害動植物の防除の項及び一般管理の項の基準に従い農産物の生産を行っていること。 2 [略]
は場における有害種子、苗等又は種菌	1 この表は場又は採取場の項、は場における肥培管理の項、は場における有害動植物の防除の項、一般管理の項、育苗管理の項及び収穫、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の收穫以後の工程に係る管理の項の基準に適合する種子、苗等（苗、苗木、穂木、台木その他の植物体の全部又は一部（種子を除く。）で繁殖の用に供されるものをいう。以下同じ。）又は種菌であること。 2 1の種子、苗等又は種菌の入手が困難な場合は、使用禁止資材を使用することなく生産されたものを、これらの種子、苗等又は種菌の入手が困難な場合は、種子繁殖する品種にあっては種子、栄養繁殖する品種にあっては入手可能な最も若齢な苗等又は天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来する培養資材を使用して生産された種菌を使用することができ（は種され、又は種え付けられた作期において食用新芽の生産を目的とする場合を除く。）。 3 1及び2に掲げる種子、苗等又は種菌は、組換えDNA技術を用いて生産されたものでないこと。
[略]	1 当該は場において生産された農産物の残さに由来するたい肥の施用又は当該は場若しくはその周辺に生息若しくは生育する生物の機能を活用した方法のみによって土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ること。ただし、当該は場又はその周辺に生息又は生育する生物の機能を活用した方法のみによって土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ることができない場合にあっては、別表1の肥料及び土壌改良資材（製造工程において化学的に合成された物質は、別表1の肥料及び土壌改良資材（製造工程において化学的に合成されたDNAが添加されていないもの）に限る。以下同じ。）に限り使用することができ、次の(1)から(3)までに掲げる基準に適合していること。 2 前項の規定にかかわらず、きのこの類の生産に用いる資材にあっては、次の(1)から(3)までに掲げる基準に適合していること。 (1) 樹木に由来する資材については、過去3年以上周辺から使用禁止資材が飛来又は流入せず、かつ使用されない一定の区域で伐採され、伐採後に化学物質により処理されていないものであること。 (2) 樹木に由来する資材以外の資材については、次のアからイまでに掲げる基準に適合して生産された農産物に由来するもの又は有機畜産物の日本農林規格第4条の生産の方法についての基準に適合して生産された有機畜産物の日本農林規格第4条の生産の方法についての基準に適合して生産された家畜及び家きんの排泄物に由来するものに限ること。 ア 有機農産物の日本農林規格第4条の生産の方法についての基準 イ 有機加工食品の日本農林規格第4条の生産の方法についての基準 ウ 有機飼料の日本農林規格第4条の生産の方法についての基準 (3) 有機農産物の日本農林規格第4条の生産の方法についての基準に適合したきのこの類の生産で産出される廃はだ等については、再利用することにより自然循環機能の維持増進が図られていること。
[略]	[略]

は場における有害種子又は種え付けの苗等	等の項、は場における肥培管理の項及びは場における有害動植物の防除の項の基準に従い農産物の生産を行っていること。 2 採取場については、周辺から使用禁止資材が飛来又は流入しない一定の区域であり、かつ、当該採取場において農産物採取前3年以上の間、使用禁止資材を使用していないものであること。
は場における有害種子又は種え付けの苗等	1 この表は場又は採取場の項、は場における肥培管理の項、は場における有害動植物の防除の項、一般管理の項、育苗管理の項及び収穫、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の收穫以後の工程に係る管理の項の基準に適合する種子又は苗等（苗、苗木、穂木、台木その他の植物体の全部又は一部（種子を除く。）で繁殖の用に供されるものをいう。以下同じ。）であること。 2 1の種子又は苗等の入手が困難な場合は、使用禁止資材を使用することなく生産されたものを、これらの種子又は苗等の入手が困難な場合は、種子繁殖する品種にあっては種子、栄養繁殖する品種にあっては入手可能な最も若齢な苗等を使用することができ（は種され、又は種え付けられた作期において食用新芽の生産を目的とする場合を除く。）。 3 1及び2に掲げる種子又は苗等は、組換えDNA技術を用いて生産されたものでないこと。
は場における肥培管理	当該は場において生産された農産物の残さに由来するたい肥の施用又は当該は場若しくはその周辺に生息若しくは生育する生物の機能を活用した方法のみによって土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ること。ただし、当該は場又はその周辺に生息又は生育する生物の機能を活用した方法のみによって土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ることができない場合にあっては、別表1の肥料及び土壌改良資材（製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないもの）に限る。以下同じ。）に限り使用することができ。
は場における有害動植物の防除	耕種的防除（作目及び品種の選定、作付け時期の調整、その他農作物の栽培管理の一環として通常行われる作業を有害動植物の発生を抑制することを意図して計画的に実施することにより、有害動植物の防除を行うことをいう。）、物理的防除（光、

[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	1 この表は場又は採取場の項、ほ場における種子、苗等及び種菌の項、ほ場における肥培管理の項、ほ場における有害動植物の防除の項、一般管理の項又は育苗管理の項の基準（以下「ほ場又は採取場の項等の基準」という。）に適合しない農産物が混入しないように管理を行うこと。 2 [略] 3 [略] 4 [略]

(有機農産物の名称の表示)
第5条 [略]

	熱、音等を利用する方法又は人力若しくは機械的な方法により有害動植物の防除を行うこと（をいう。）、生物的防除（病害の原因となる微生物の増殖を抑制する微生物、有害動植物を捕食する動物若しくは有害動植物が忌避する植物若しくは有害動植物の発生を抑制する効果を有する植物の導入又はその生育に適するような環境の整備により有害動植物の防除を行うこと（をいう。）又はこれらを適切に組み合わせた方法のみににより有害動植物の防除を行うこと。ただし、農産物に重大な損害が生ずる危険が急迫している場合であって、耕種防除、物理防除、生物的防除又はこれらを適切に組み合わせた方法のみによってはほ場における有害動植物を効果的に防除することができない場合）については、別表2の農薬（組換えDNA技術を用いて製造されたものを除く。以下同じ。）に限り使用することができる。
一般管理	土壌又は植物に使用禁止資材を施さないこと。
育苗管理	育苗を行う場合（ほ場において育苗を行う場合を除く。）にあつては、周辺から使用禁止資材が飛来し、又は流入しないように必要な措置を講じ、その用土として次の1から3までに掲げるものに限り使用するとともに、この表は場における肥培管理の項、ほ場における有害動植物の防除の項及び一般管理の項の基準に従い管理を行うこと。 1 この表は場又は採取場の項の基準に適合したほ場又は採取場の土壌 2 過去3年以上の間、周辺から使用禁止資材が飛来せず、かつ、使用されていない一定の区域で採取され、採取後においても使用禁止資材が使用されていない土壌 3 別表1の肥料及び土壌改良資材
収穫、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫以後の工程に係る管理	1 この表は場又は採取場の項、ほ場には種する種子又は植え付ける苗等の項、ほ場における肥培管理の項、ほ場における有害動植物の防除の項、一般管理の項又は育苗管理の項の基準（以下「ほ場又は採取場の項等の基準」という。）に適合しない農産物が混入しないように管理を行うこと。 2 有害動植物の防除又は品質の保持改善は、物理的又は生物の機能を利用した方法（組換えDNA技術を用いて生産された生物を利用した方法を除く。以下同じ。）によること。ただし、物理的又は生物の機能を利用した方法のみによつては効果が不十分な場合には、以下の資材に限り使用することができる。 (1) 有害動植物の防除目的 別表2の農薬及び有機加工食品の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1606号）別表2の薬剤（ただし、農産物への混入を防止すること。） (2) 農産物の品質の保持改善目的 別表3の調製用等資材（製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないものであって、組換えDNA技術を用いて製造されていないものに限る。） 3 放射線照射を行わないこと。 4 この表は場又は採取場の項等の基準及びこの項1から3までに掲げる基準に従い生産された農産物が農薬、洗浄剤、消毒剤その他の資材により汚染されないように管理を行うこと。

(有機農産物の名称の表示)
第5条 有機農産物の名称の表示は、次の例のいずれかによることとする。
(1) 「有機農産物」
(2) 「有機栽培農産物」

- (3) 「有機農産物○○」又は「○○（有機農産物）」
 (4) 「有機栽培農産物○○」又は「○○（有機栽培農産物）」
 (5) 「有機栽培○○」又は「○○（有機栽培）」
 (6) 「有機○○」又は「○○（有機）」
 (7) 「オーガニック○○」又は「○○（オーガニック）」
 (注)「○○」には、当該農産物の一般的な名称を記載すること。
 2 前項の基準にかかわらず、転換期間中のほ場において生産されたものにあつては、前項の例のいずれかにより記載する名称の前又は後に「転換期間中」と記載すること。
 3 1の基準にかかわらず、採取場において採取された農産物にあつては、1の(1)、(3)、(6)及び(7)の例のいずれかにより記載すること。

別表1

肥料及び土壌改良資材	基 準
植物及びその残さ由来の資材 発酵、乾燥又は焼成した排せつ物由来の資材	家畜及び家きんの排せつ物に由来するものであること。
食品工場及び繊維工場からの <u>農畜産物由来の資材</u>	天然物質又は化学的処理（有機溶剤による油の抽出を除く。）を行っていない天然物質に由来するものであること。 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
と畜場又は水産加工場からの動物性 産品由来の資材	食品廃棄物以外の物質が混入していないものであること。 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
発酵した食品廃棄物由来の資材 バークたい肥	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
グアノ 乾燥藻及びその粉末 草木灰	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。 天然鉱石を粉砕したもの（苦土炭酸カルシウムを含む。）であること。
炭酸カルシウム肥料	化学的に合成された苦土肥料を添加していないものであること。 天然鉱石を粉砕又は水洗精製したものと及び天然かん水から回収したものであること。
貝化石肥料 塩化加里	天然鉱石を水洗精製したものであること。 天然鉱石を水洗精製したものであること。 カドミウムが五酸化リンに換算して1 kg 中 90 mg 以下であるものであること。
硫酸加里 硫酸加里苦土 天然りん鉱石	にがりを結晶させたもの又は天然硫酸苦土鉱石を精製したものであること。 天然鉱石を粉砕したものであること。 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
硫酸苦土肥料	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
水酸化苦土肥料 石こう（硫酸カルシウム）	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
硫黄 生石灰（苦土生石灰を含む。）	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
消石灰	上記生石灰に由来するものであること。

- 2 [略]
 3 第1項の基準にかかわらず、採取場において採取された農産物にあつては、同項の(1)、(3)、(6)及び(7)の例のいずれかにより記載すること。

別表1

肥料及び土壌改良資材	基 準
[略] [略]	[略]
食品工場及び繊維工場からの <u>農畜産物由来の資材</u>	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
炭酸カルシウム	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもの（苦土炭酸カルシウムを含む。）であること。
[削る] [略]	[削る] [略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]

272

〔略〕	岩石を粉碎したもの	〔略〕	微量元素（マンガン、ほう素、鉄、銅、亜鉛、モリブデン及び塩素）
〔略〕		〔略〕	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであって、含有する有害重金属やその他の有害物質により土壌等を汚染するものでないこと。
〔略〕		〔略〕	木炭
〔略〕		〔略〕	泥炭
〔略〕		〔略〕	ペントナイト
〔略〕		〔略〕	バーライト
〔略〕		〔略〕	ゼオライト
〔略〕		〔略〕	バーミキュライト
〔略〕		〔略〕	けいそう土焼成粒
〔略〕		〔略〕	塩基性スラグ
〔略〕		〔略〕	鉱さいけい酸質肥料
〔略〕		〔略〕	よう成りん肥
〔略〕		〔略〕	塩化ナトリウム
〔略〕		〔略〕	リン酸アルミニウムカルシウム
〔略〕		〔略〕	塩化カルシウム
食酢		〔略〕	
乳酸		〔略〕	
製糖産業の副産物		〔略〕	
肥料の造粒剤及び固結防止剤		〔略〕	
〔略〕		〔略〕	その他の肥料及び土壌改良資材

微量元素（マンガン、ほう素、鉄、銅、亜鉛、モリブデン及び塩素）	微量元素の不足により、作物の正常な生育が確保されない場合に使用するものであること。
木炭	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
泥炭	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。ただし、土壌改良資材としての使用は、育苗用土としての使用に限ること。
ペントナイト	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
バーライト	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
ゼオライト	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
バーミキュライト	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
けいそう土焼成粒	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
塩基性スラグ	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
鉱さいけい酸質肥料	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
よう成りん肥	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
塩化ナトリウム	海水から化学的方法によらず生産されたもの又は採掘されたものであること。
リン酸アルミニウムカルシウム	カドミウムが五酸化リンに換算して1kg中90mg以下であるものであること。
塩化カルシウム	
その他の肥料及び土壌改良資材	植物の栄養に供すること又は土壌改良を目的として土地に施される物（生物を含む。）及び植物の栄養に供することを目的として植物に施される物（生物を含む。）であって、天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもの（燃焼、焼成、溶融、乾留又はけん化することにより製造されたもの並びに天然物質から化学的な方法によらずに製造されたものであって、組織えDNA技術を用いて製造されていないものに限る。）であ

害虫の除防効果を有することが明らかなものでないこと。ただし、この資材はこの表に掲げる他の資材によっては土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ることができない場合に限り使用することができる。

り、かつ、病害虫の防除効果を有することが明らかでないこと。ただし、この資材はこの表に掲げる他の資材によつて土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ることができない場合に限り使用することができるとしている。

別表 2

[illegible]

別表 2

農 薬	基 準
除虫菊乳剤及びビレトリン乳剤	除虫菊から抽出したものであって、共力剤としてピペロニルブトキシサイドを含まないものに限ること。
なたね油乳剤	
マシン油エアゾル	
マシン油乳剤	
大豆レシチン・マシン油乳剤	
デンプン水和剤	
脂肪酸グリセリド剤	
メタアルデヒド粒剤	
硫黄くん煙剤	
硫黄粉剤	捕虫器に使用する場合に限ること。
硫黄・銅水和剤	
水和硫黄剤	
硫黄・大豆レシチン水和剤	
石灰硫黄合剤	
シイタケ菌糸体抽出物液剤	
炭酸水素ナトリウム水溶液及び重曹	
炭酸水素ナトリウム・銅水和剤	
銅水和剤	
銅粉剤	ボルドー剤調製用に使用する場合に限ること。
硫酸銅	ボルドー剤調製用に使用する場合に限ること。
生石灰	
天敵等生物農薬及び生物農薬製剤	農作物を害する昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とするものに限ること。
性フェロモン剤	
クロレラ抽出物液剤	
混合生薬抽出物液剤	
ワックス水和剤	
展着剤	カゼイン又はパラフィンを有効成分とするものに限ること。
二酸化炭素くん蒸剤	保管施設で使用する場合に限ること。
ケイソウ土粉剤	保管施設で使用する場合に限ること。
食酢	

3 列表

調製用等資材	基準
--------	----

【腔】

別表 3

調整用等資材	基準
炭酸カルシウム	

1. 別表Ⅰに掲げる肥料及び土壌改良資材のうち、植物及びその残さ由来の資材、発酵、乾燥又は焼成した排せつ物由来の資材、食品工場及び繊維工場からの農畜水産物由来の資材、発酵した食品廃棄物由来の資材については、第4条のほ場における肥培管理の項基準Ⅰ中「当該資材の原材料の生産段階において組換ええDNA技術が用いられれていないもの」に適合するもの入手が困難な場合は、当分の間、同項の規定にかかわらず、同基準に適合する資材以外のものを使用することができ。

2 第4条の表一般管理の項の規定にかかわらず、他に適當な管理方法がない場合には、この告示の公布の日から起算して3年を経過するまでの間、古紙に由来する農業用資材（製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないものに限る。）及び種子が帯状に封入された農業用資材を使用することができ。

3 この告示の公布の日から起算して3年を経過するまでの間は、別表3エチレンの項基準の欄中「バナナの追熟に」とあるのは「バナナ及びキウイフルーツの追熟に」と読み替えるものとする。

水酸化カルシウム	
二酸化炭素	
窒素	
エタノール	
カゼイン	
ゼラチン	
活性炭	
タルク	
ベントナイト	
カオリン	
ケイソウ土	
パーライト	
D L-酒石酸	
L-酒石酸	
D L-酒石酸水素カリウム	
L-酒石酸水素カリウム	
D L-酒石酸ナトリウム	
L-酒石酸ナトリウム	
クエン酸	
微生物由来の調製用等資材	
酵素	
卵白アルブミン	
アイシンググラス	
植物油脂	
樹脂成分の調製品	
ヘーゼルナッツの殻	
エチレン	

バナナの追熟に使用すること。